

令和4年

寒河江市農業委員会第1回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会

第1回総会

日時 令和4年1月25日（火）午前9時00分

会場 市役所1階議会第3・4会議室

出席委員

1番 鈴木 浩之	2番 土田 彦雄	3番 渡辺 裕之
4番 新宮 しのぶ	5番 眞木 早百合	6番 奥山 浩二
7番 芳賀 宏	8番 大泉 孝彦	9番 影沢 政俊
10番 後藤 孝好	11番 氏家 理香	12番 菊地 ひとみ
13番 猪倉 通文	14番 相原 稔	15番 片桐 道雄
16番 山田 和義	17番 菅井 孝一	18番 木村 三紀

出席農地利用最適化推進委員

1番 小野 敏行	2番 今井 隆志	3番 斎藤 幸宏
4番 渡邊 慎一	5番 熊坂 浩行	6番 川越 卯一郎
7番 鬼海 和幸	8番 菖蒲 修	9番 渡邊 正

事務局

事務局 長 猪倉 秀行	事務局 長 補 佐 芳賀 豊彦
総務 主 査 菊地 亮	農地 主 査 高橋 昭光
農地 係 主 事 稲垣 奨	

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について
- (3) 農地の転用事実に関する照会について

議事

- (1) 議第1号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について

- (3) 議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (5) 議第4号 農用地利用集積計画書の審議について

開会 午前 9時17分

木村議長 それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第1回総会を開催します。よろしくお願ひします。

 初めに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員18名で、在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立します。

 なお、今月は推進委員の方にも出席を願っておりますので、大変ご苦勞さまでござひます。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

 （「異議なし」の声あり）

木村議長 それでは、1番・鈴木委員、4番・新宮委員にお願ひします。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、菊地主査にお願ひします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願ひします。事務局。

事務局（農地係主事） はい、議長。
 事務局より報告事項を読み上げさせていただきます。

 （報告事項朗読）

木村議長 ご苦勞さまでした。
 ただいまの報告について質問はござひませんか。

(発言なし)

木村議長 ないようですので、ほかに事務局からありますか。

事務局(農地係主事) 特にありません。

木村議長 それでは、早速議事に入ります。
議第1号から議第4号までの議案について一括上程します。

(1) 議第1号「農地法第3条の規定による許可処分について」

(2) 議第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」

(3) 議第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」

(4) 議第4号「農用地利用集積計画書の審議について」

以上、議第1号から議第4号まで一括上程します。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。
菅井会長職務代理者、報告をお願いします。菅井会長職務代理者。

菅井会長職務代理者 はい、議長。17番、菅井です。

去る1月19日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会に関わる案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として農地法第5条の許可申請案件1件を審査しました。

議第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、順位3番、南部地区大字島の宅地分譲20区

画造成のための転用案件です。計画どおりであれば特に問題がないと判断しました。

その他申請された案件については、全て異議なしとされたところでは。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。審査時間につきましては30分程度としまして、10時までとします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩します。

休憩 午前 9時25分

再開 午前 9時54分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第1号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、渡辺委員、お願いします。渡辺委員。

渡辺委員

はい、議長。3番、渡辺です。

議第1号「農地法第3条の規定による許可処分について」ということで、9ページをご覧ください。

(議案書順位1番朗読)

この譲受人の[]さんが、ほなみ団地から陵東に向かう道

路にかかりまして、その代替地でこちらの土地を買うということで、現地調査は13日、氏家委員、あと小野推進委員とともに見て回りましたが、あいにく雪のため現地を見ることはできませんでしたが、地図上で確認させていただきました。こちらの下の方、手前の方の右側が■■■■の例の違法転用の場所になります。上が寒河江バイパスで、この土地に行くには、寒河江警察書を過ぎて、寒河江丸魚を過ぎてから曲がって、すぐ右に曲がったところになります。こちらは譲受人の耕作地のすぐそばでございますので、何ら問題ないと見てきました。事前審査及び地区審査でも問題なしとなりました。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査）

はい、議長。

順位1番の案件につきましては、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第1号「農地法第3条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第1号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、渡辺委員、お願いします。渡辺委員。

渡辺委員

はい、議長。

議第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、11ページをご覧ください。

(議案書順位2番朗読)

こちらの場所なんですけど、新しく島の温泉で造る交差点からグリバー寒河江のほうに向かっていく通りであります。もうちょい下のほうに来ますと元の園芸試験場がありまして、この申請地で申請人は去年までサクランボを作っておったわけですが、近隣住民の方から消毒のドリフトなどでいろいろ苦情などがあり、こちらでの作付を諦めまして、西根地区に別な代替地を求めている申請人でございます。ご覧のとおり周りは右も左も全て住宅地でございますので、何ら問題ないと現地調査では見てきました。13日に氏家委員、あと今井

推進委員とともに見てきました。なお、事前審査会、地区審査会でも問題ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これ、西根地区のもあるんでないの、1番の。

事務局（農地主査）

一緒に事務局で説明します。

木村議長

分かりました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査）

はい、議長。

順位1番については、実は令和3年11月の会で許可相当とされ、山形県に進達しました。ところが、許可が出る直前に申請者の都合で申請取下げがなされまして、このたび再申請されたものです。許可相当とされた11月のときから申請内容が全く変わっていなくて同一であるために、現地調査等は省略させていただきました。事務局からの農地法に基づく許可要件の説明についても省略させていただきます。

なお、この申請が取り下げられた事由について説明します。当該申請は公共事業に関するものでありまして、公共事業者である寒河江市、公共事業用地提供者、代替地の提供者のこの3者の土地売買に係る3者契約締結前に農地法転用許可手続を行ってしまうと、代替地提供者の譲渡所得に係る1,500万円の特別控除の適用が受けられない恐れがあるために、申請後、3者の意向によって念のためではありますけども一旦前回申請を取り下げて、12月25日に土地売買に関する3者契約を行った後、今回改めて申請するものです。申請内

容は全く同一ですので、すみません、省略させていただきます。

続いて、順位2番です。一戸建て貸家住宅建築のための転用申請になっております。当該地は都市計画区域の用途地域にある農地でありまして、第3種農地に該当します。立地基準について、第3種農地は原則許可であり、一般基準についても、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございます。

それでは、これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第2号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

木村議長

次に、議第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、渡辺委員、お願いします。渡辺委員。

渡辺委員

はい、議長。3番、渡辺です。

議第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、13ページをご覧ください。

(議案書順位3番朗読)

こちらの案件、旧112号線にできました薬王堂の裏の田んぼの土地になります。左沢線に並行した土地になります。こちら、6,399平米と結構広い土地なんでございますが、上の道路から下の道路まで真っすぐ道路を切って、両側に宅地分譲する。そして、真ん中にも道路を切って、薬王堂の駐車場から来る道、そこにも道路を造って分譲するという事です。こちら、19日に事前審査会の中で地区委員の皆様、地区農業委員の皆様と推進委員の皆様で見ていただき、何ら問題ないと見てきました。なお、地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございます。

続いて、西根・三泉地区、土田委員、お願いします。土田委員。

土田委員

はい、議長。2番、土田です。

同じく農地法第5条、13ページになります。

順位の1番につきましては、先ほどご説明ありましたように第4条の順位1番の案件と同一事業ということでありますので、これは省略させていただきます。

(議案書順位 2 番朗読)

この件につきまして、1月16日に芳賀委員と斎藤推進員と現地を確認してきたところであります。現地につきましては消防署の南側にありまして、旧ツタヤがありますけれども、あそこに県道と交差する十字路があります。その十字路を西のほうに200メートルほど入ったところでもありますけれども、16日につきましては歩いていきましたけれども、隣接する農地とは境がはっきりしなかったんですけれども、芳賀委員が事前に相談を受けていた案件でありまして、場所はここだということでありましたので確認してきたところであります。西側と北側には樹園地が並んでいまして、南側と東側には倉庫、あるいは薬王堂のちょうど目の前のところであります。計画どおりであれば周辺農地には影響はないだろうということで確認してきたところでありまして、地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、奥山委員、お願いします。奥山委員。

奥山委員

はい、議長。6番、奥山です。

14ページご覧ください。

(議案書順位 4 番朗読)

1月15日に後藤委員、熊坂推進委員とともに現地確認を行いました。地図にもありますように、国道145号線を大江町のほうに向かって、平塩地区の最後の交差点です。押し

ボタンがあるところを左に曲がってもらって、15メートルぐらい入ったところになります。申請地は、昨年の3回総会で同じ申請人より資材置場として許可申請されて認可されたところであり、その資材置場の後背地に当たる農地となっています。申請地は住宅と田畑が混在するようなところの一面にあります。現在は耕作されておらず、自己保全されている田んぼということになります。これらの状況により、特に問題はないと考えました。今の時期ですので現地は雪の下になっておりましたが、昨年12月にちょうどその向かい側の農地の申請があったときに同じメンバーで事前に聞いておりましたので、ここも今度なるよということで見てもらっていたところですので、現状は確認になっています。事前審査会、地区審査会でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（農地主査）

はい、議長。

順位1番は、先ほどの議第2号、農地法第4条の順位1番と同一事業であるため、現地調査等は省略させていただきました。事務局からの説明についても省略させていただきます。

続いて、順位2番、ダイケア施設、障害児通所支援施設の建築のための転用申請になっております。当該地は、都市計画区域の用途地域にある農地で、第3種農地に該当します。一般基準についても、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

続きまして、順位3番は、宅地分譲20区画造成のための転用申請になっております。当該地は、順位2番に同じく都

市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地に該当します。本来は土地の造成のみを目的とする転用は一般基準により原則禁止されておりますが、都市計画区域内の用途地域にある農地など一定の条件に当てはまる場合は例外的に認められておりますので、問題ないと考えます。なお、この順位3番の転用申請面積は30アールを越えますので、山形県農業会議への諮問が必要になります。

続きまして、順位4番、資材置場拡張のための転用申請になっております。既存の資材置場については、先ほど説明がありましたとおり令和3年3月の総会に上程して転用しておりますが、実際に使ってみて手狭であったために、今回拡張の転用申請をするものです。立地基準については、第1種農地と第3種農地のいずれの要件にも該当しない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断します。土地選定理由書によれば、ほかの土地を複数検討したものの適地は当該地以外に見当たらず、代替性のないことが認められることから、立地基準についても満たしていると考えます。

以上、いずれも農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございます。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の

審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第3号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長 次に、議第4号「農用地利用集積計画書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と地区審査結果の報告をお願いします。

柴橋地区、奥山委員、お願いします。奥山委員。

奥山委員 はい、議長。6番、奥山です。

議第4号「農用地利用集積計画書の審議について」、17ページをお開きください。

(議案書朗読)

譲渡人■■■■さんは田畑を遺産相続したものの、既に結婚し、現在は山形市に生活拠点を構えていて、相続した田畑を耕作、維持できる状況ではない状況です。以前から田畑の処分、売却を希望しておりました。昨年の12月総会にも同じ譲受人に水田を譲渡する申請をし、認められております。また、譲受人の■■■■さんは元農業委員で、現役の認定農家として活動しており、何ら問題はないかと思えます。事前審査会、地区審査会でも異議ありませんでした。

以上です。

続いて、すみません、18ページをご覧ください。

集積計画集計表です。ナンバー5、地区名柴橋、筆数2、

面積として畑0.25ヘクタール、計0.25ヘクタール。
以上です。

木村議長 ありがとうございました。
 続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査） はい、議長。
 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
 以上です。

木村議長 ありがとうございました。
 これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

 （発言なし）

木村議長 ないようですので、採決します。
 議第4号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

 （全員挙手）

木村議長 全員賛成ですので、議第4号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長 これで、本日上程された議案については全て議決されました。

以上をもちまして本日の総会を終了します。ご苦勞さまでした。

閉会 午前10時20分

令和4年1月25日

第1回総会議長.....木村三紀.....

議事録署名委員 1番委員.....鈴木浩之.....

議事録署名委員 4番委員.....新宮しのぶ.....